

鳥取県若者・女性の地域防災参画補助金の事務手続きについて

※以下は標準的な事務手続きの流れを示したものです。

1. 事業計画書提出 (消防防災課長が別に定める日まで)

○事業計画書は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

2. 審査結果通知 (7月末まで)

3. 交付申請提出 (消防防災課長が別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

4. 交付決定通知 (交付申請を受けた日から30日以内)

5. 事業実施

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

6. 事業完了

※事業の完了とは：補助事業が完了し、かつ、補助対象経費の支払いがすべて完了した日

7. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※補助金額の確定から原則30日以内に登録された口座に振込みます。

書類提出・問い合わせ先 危機管理部 消防防災課 消防・地域防災力担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
(電話)0857-26-7082
(電子メール)shoubou@pref.tottori.lg.jp